# 潮風

岩美西小学校
2023年7月号
学校だより
児童133名

## 子どもたちの健全な成長に向けて

校 長　山口 暁美

今年は「ほめる」を合言葉に学校経営を進めています。日々子どもたちと生活していると、注意が必要な場面も当然あります。「ほめる」「叱る」を使い分けながら、「ほめる」をベースにして子どもたちのやる気を高めたり反省や行動の改善を促したりしているところです。

教師とはいえ、「ほめる」「叱る」のバランスをとることは難しいです。「先生、うちの子どもはいけなことをしたら、遠慮せずに叩いてやってください。」と思いきって指導するようにと教師へ言って頂く場合もありますが、ご存じのように法律上子どもたちへの暴力・暴言は許されていません。私たち教師は、日頃から子どもとたくさん会話をしつながりを深くもって、言葉で分かり合えるような努力をしていく必要があると思っています。保護者の方におかれましては、お気づきのことがあれば、遠慮なく学校までご連絡をお願いします。

さて、この４月に子ども家庭庁が創設され、同時に「子どもの権利」の保障を明記した「こども基本法」が新しく施行されました。こども基本法の基本理念には、以下が掲げられています。

- **全てのこどもが尊重され、基本的人権が保障され、差別的扱いがされないこと。**
- **全てのこどもが適切に養育され、生活を保障され、愛され、保護されるなどの福祉の権利が等しく保障されること。また、教育の機会が等しく与えられること。**
- **全てのこどもが年齢や発達に応じて、自分の意見を表明できる機会が確保されること。等**

成立した背景には、日本は国連総会で採択された「子どもの権利条約」を 1994 年に批准したものの、30 年近く経つ現在でも、児童虐待など「子どもの権利」が守られていないケースが多くあるからだそうです。以下のように、たとえ家庭でのしつけのためだとしても、身体に何らかの苦痛を引き起こす行為は体罰に当たるとされています。

**家庭での体罰の例**

**注意をしても聞かないので叩く。蹴る。**

**物を盗んだので押し入れに　とじこめる。**

**宿題をしないので夕ご飯を与えない。**

**大事なものにいたずらをしたので長時間正座をさせる。**

体罰は、子どもの成長や発達に悪影響を与えることが科学的にもわかっています。体罰は、子どもの権利を侵害し、親子の信頼関係を壊すことにもつながります。体罰で教えることは、子どもに暴力での解決方法を学ばせることにもなり、 しつけにはなりません。また家庭での体罰は、子どもにとっても親にとっても幸せになれません。体罰ではなく、愛情や理解を持ち子どもと向き合うことが大切です。

長い夏休みが始まります。子育てについて学校だけでなく様々な相談機関が岩美町でも開設されています。もし、家庭で子どもに関する悩みなどが発生しましたら、ご活用ください。また、今後も学校とともに子どもたちの健全な成長ができるようご協力をお願いします。

**岩美町での相談窓口**

★子ども未来課　★子育て支援センター
★健康福祉課　★教育委員会
★岩美西小学校